

# 申立書

1. 認定を受けようとする者（以下「被扶養者」）

氏名.....性別（男・女）  
生年月日 年 月 日（ 歳） 職員との続柄.....

2. 被扶養者についての扶養の実態（扶養事実発生日、職員との同居・別居の別、なぜ扶養しなければならないか等の状況を記入すること）

.....  
.....  
.....  
.....

（被扶養者が今まで加入していた健康保険名：.....本人・家族）  
※（職員と別居の場合は、送金の額が確認できる書類が必要な場合があります。）

被扶養者の所得の状況（該当事項を全て○で囲み、必要事項を記入すること。）

- A. 無職です。                      B. 無収入です。                      C. 雇用保険失業給付は受給しません。
  - D. 雇用保険失業給付の受給申込みは、.....年 月 日にしました（する予定です。）  
（受給申込者のみ記入・・・失業給付は、日額.....円です。）
  - E. 恩給・年金（老齢・遺族・障害）・扶助料等は、年額.....円です。
  - F. 事業収入・農業収入・資産収入（家賃・地代・配当・利子等）は年額.....円です。
  - G. パート・アルバイトは、月額.....円です。
  - H. 育児休業給付金は、月額.....円です。
- （上記C～Hに該当する場合には、その金額等を確認できる書類が必要です。）

3. 認定を受けようとする者の扶養義務者（例：子の認定については配偶者、父母の認定については兄弟姉妹等）及び同居家族の状況（扶養親族としてすでに認定されている者を除く。）

扶養義務者及び同居家族の氏名	被扶養者との		年齢	職業及び勤務先	年収
	続柄	同居・別居の別			

※（上記に該当者がいる場合には、その者と被扶養者との続柄及びその者が扶養していないことが確認できる書類が必要です。）

上記のとおり、認定を受けようとする者は、主として私の収入により生計を維持していますので申し立てます。なお、今後上記事項に変更が生じた場合には遅滞なく届出を併せて申し立てます。

〔 被扶養者の認定限度額：年額 130 万円【月額 108,333 円】  
ただし共済のみ、障害年金受給者又は 60 歳以上の年金受給者は、年額 180 万円を限度とする。 〕

令和 年 月 日

国立大学法人 香川大学 長  
文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

所属・職名

氏 名.....

## 申立書

記入例9-1

(配偶者・パート勤務)

## 1. 認定を受けようとする者（以下「被扶養者」）

氏名 香川 花子 性別 (男・女)  
 生年月日 昭和43年 4月 4日 (49歳) 職員との続柄 妻  
 (職員との続柄が確認できる書類が必要です。)

## 2. 被扶養者についての扶養の実態 (扶養事実発生日、職員との同居・別居の別、なぜ扶養しなければならないか等の状況を記入すること)

平成2年4月に結婚して以来、私が扶養しています。また、平成19年4月よりパート勤務をしています。

(被扶養者が今まで加入していた健康保険名：健康保険組合 本人、家族。)

※ (職員と別居の場合は、送金の額が確認できる書類が必要です。)

## 3. 被扶養者の所得の状況 (該当事項を全て○で囲み、必要事項を記入すること。)

- A. 無職です。 B. 無収入です。 C. 雇用保険失業給付は受給しません。  
 D. 雇用保険失業給付の受給申込みは、          年           月           日にしました (する予定です。)  
 (受給申込者のみ記入・・・失業給付は、日額          円です。)  
 E. 恩給・年金 (老齢・遺族・障害)・扶助料等は、年額          円です。  
 F. 事業収入・農業収入・資産収入 (家賃・地代・配当・利子等) は年額          円です。  
 G. パート・アルバイトは、月額 85,000 円です。 ← 月額は交通費・税を含む額  
 H. 育児休業給付金は、月額          円です。

(上記C～Hに該当する場合には、その金額等を確認できる書類が必要です。)

## 4. 認定を受けようとする者の扶養義務者 (例：子の認定については配偶者、父母の認定については兄弟姉妹等) 及び同居家族の状況 (扶養親族としてすでに認定されている者を除く。)

扶養義務者及び同居家族の氏名	被扶養者との		年齢	職業及び勤務先	年収
	続柄	同居・別居の別			
<b>※ この記入例の場合は、ここは空欄になります。</b>					

※ (上記に該当者がいる場合には、その者と被扶養者との続柄及びその者が扶養していないことが確認できる書類が必要です。)

上記のとおり、認定を受けようとする者は、主として私の収入により生計を維持していますので申し立てます。なお、今後上記事項に変更が生じた場合には遅滞なく届出を併せて申し立てます。

被扶養者の認定限度額：年額 130 万円【月額 108,333 円】  
 ただし共済のみ、障害年金受給者又は 60 歳以上の年金受給者は、年額 180 万円を限度とする。

令和元年 5月 3日

国立大学法人 香川大学 長  
 文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

直筆で記入してください。

所属・職名 農学部 准教授氏名 香川 太郎

# 申立書

記入例9-2  
(配偶者・無職)

1. 認定を受けようとする者（以下「被扶養者」）

氏名 香川 花子 性別（男・女）  
 生年月日 昭和43年 4月 4日（49歳） 職員との続柄 妻  
 （職員との続柄が確認できる書類が必要です。）

2. 被扶養者についての扶養の実態（扶養事実発生日、職員との同居・別居の別、なぜ扶養しなければならないか等の状況を記入すること）

平成2年4月に結婚して以来、私が扶養しています。また、平成2年3月退職後は職に就いておりません。

（被扶養者が今まで加入していた健康保険名：〇〇健康保険組合 本人、家族。）

※（職員と別居の場合は、送金の額が確認できる書類が必要です。）

3. 被扶養者の所得の状況（該当事項を全て○で囲み、必要事項を記入すること。）

- Ⓐ 無職です。 Ⓑ 無収入です。 C. 雇用保険失業給付は受給しません。  
 D. 雇用保険失業給付の受給申込みは、          年           月           日にしました（する予定です。）  
 （受給申込者のみ記入・・・失業給付は、日額                          円です。）  
 E. 恩給・年金（老齢・遺族・障害）・扶助料等は、年額                          円です。  
 F. 事業収入・農業収入・資産収入（家賃・地代・配当・利子等）は年額                          円です。  
 G. パート・アルバイトは、月額                          円です。  
 H. 育児休業給付金は、月額                          円です。  
 （上記C～Hに該当する場合には、その金額等を確認できる書類が必要です。）

4. 認定を受けようとする者の扶養義務者（例：子の認定については配偶者、父母の認定については兄弟姉妹等）及び同居家族の状況（扶養親族としてすでに認定されている者を除く。）

扶養義務者及び同居家族の氏名	被扶養者との		年齢	職業及び勤務先	年収
	続柄	同居・別居の別			
<b>※ この記入例の場合は、ここは空欄になります。</b>					

※（上記に該当者がいる場合には、その者と被扶養者との続柄及びその者が扶養していないことが確認できる書類が必要です。）

上記のとおり、認定を受けようとする者は、主として私の収入により生計を維持していますので申し立てます。なお、今後上記事項に変更が生じた場合には遅滞なく届出を併せて申し立てます。

〔 被扶養者の認定限度額：年額 130 万円【月額 108,333 円】  
 ただし共済のみ、障害年金受給者又は 60 歳以上の年金受給者は、年額 180 万円を限度とする。 〕

令和元年 5月 3日

国立大学法人 香川大学 長  
 文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

直筆で記入してください。

所属・職名 農学部 准教授

氏名 香川 太郎

# 申立書

(雇用保険受給申込予定)

1. 認定を受けようとする者（以下「被扶養者」）

氏名 香川 茜 性別（男・女）  
 生年月日 昭和62年 2月 27日（30歳） 職員との続柄 長女  
 （職員との続柄が確認できる書類が必要です。）

2. 被扶養者についての扶養の実態（扶養事実発生日、職員との同居・別居の別、なぜ扶養しなければならないか等の状況を記入すること）

平成29年3月31日に勤務先を退職し、現在は職員と同居しています。就職活動を行っておりますが、新しい就職先がまだ見つかっておりません。  
雇用保険受給については、近々申請予定です。受給が開始されましたらすぐにお届けします。

（被扶養者が今まで加入していた健康保険名：〇〇健康保険組合（本人）：家族）

※（職員と別居の場合は、送金の額が確認できる書類が必要です。）

3. 被扶養者の所得の状況（該当事項を全て○で囲み、必要事項を記入すること。）

Ⓐ 無職です。 Ⓑ 無収入です。 Ⓒ 雇用保険失業給付は受給しません。

Ⓓ 雇用保険失業給付の受給申込みは、令和2年 5月 10日にしました する予定です

（受給申込者のみ記入・・・失業給付は、日額\_\_\_\_\_円です。） **※記入時点で申請されていない場合、今後申請し受給の予定がある方は、2. 扶養の実態欄にその旨を書き添えてください。**

E. 恩給・年金（老齢・遺族・障害）・扶助料等は、年額\_\_\_\_\_円です。

F. 事業収入・農業収入・資産収入（家賃・地代・配当・利子等）は年額\_\_\_\_\_円です。

G. パート・アルバイトは、月額\_\_\_\_\_円です。

H. 育児休業給付金は、月額\_\_\_\_\_円です。

（上記C～Hに該当する場合には、その金額等を確認できる書類が必要です。）

4. 認定を受けようとする者の扶養義務者（例：子の認定については配偶者、父母の認定については兄弟姉妹等）及び同居家族の状況（扶養親族としてすでに認定されている者を除く。）

扶養義務者及び同居家族の氏名	被扶養者との続柄		年齢	職業及び勤務先	年収
	続柄	同居・別居の別			
<del>香川 花子</del>	<del>母</del>	<del>同居</del>	<del>49</del>	<del>無職</del>	
<b>※ 配偶者は扶養親族として申告していますので、ここは空欄になります。</b>					

※（上記に該当者がいる場合には、その者と被扶養者との続柄及びその者が扶養していないことが確認できる書類が必要です。）

上記のとおり、認定を受けようとする者は、主として私の収入により生計を維持していますので申し立てます。なお、今後上記事項に変更が生じた場合には遅滞なく届出を併せて申し立てます。

被扶養者の認定限度額：年額 130 万円【月額 108,333 円】  
 ただし共済のみ、障害年金受給者又は 60 歳以上の年金受給者は、年額 180 万円を限度とする。

令和元年 5 月 3 日

国立大学法人 香川大学 長  
 文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

直筆で記入してください。

所属・職名 農学部 准教授

氏名 香川 太郎

# 申立書

記入例9-4

(母・別居)

1. 認定を受けようとする者（以下「被扶養者」）

氏名 香川 さと 性別 (男・女)  
 生年月日 昭和21年 7月 8日 (70歳) 職員との続柄 母  
 (職員との続柄が確認できる書類が必要です。)

2. 被扶養者についての扶養の実態 (扶養事実発生日、職員との同居・別居の別、なぜ扶養しなければならないか等の状況を記入すること)

父が平成〇年〇月〇日に死亡した後、主として長男である私が生活費の支援をしています。母の収入は、遺族年金と老齢基礎年金を合わせても少額で、生活費は私の仕送り(月10万円)でまかっています。私と母は別居しています。私の他に弟・妹がありますが、いずれも母と別居しており、それぞれに家族がいるため母を扶養できません。(被扶養者が今まで加入していた健康保険名:〇〇健康保険組合 本人(家族))  
 ※(職員と別居の場合は、送金の額が確認できる書類が必要です。)

3. 被扶養者の所得の状況 (該当事項を全て〇で囲み、必要事項を記入すること。)

- A. 無職です。       B. 無収入です。       C. 雇用保険失業給付は受給しません。
  - D. 雇用保険失業給付の受給申込みは、          年           月           日にしました (する予定です。)  
 (受給申込者のみ記入・・・失業給付は、日額          円です。)
  - E. 恩給・年金 (老齢・遺族・障害)・扶助料等は、年額 1,200,000 円です。 ← **年額は税を含む額**
  - F. 事業収入・農業収入・資産収入 (家賃・地代・配当・利子等) は年額            円です。
  - G. パート・アルバイトは、月額            円です。
  - H. 育児休業給付金は、月額            円です。
- (上記C～Hに該当する場合には、その金額等を確認できる書類が必要です。)

4. 認定を受けようとする者の扶養義務者 (例:子の認定については配偶者、父母の認定については兄弟姉妹等) 及び同居家族の状況 (扶養親族としてすでに認定されている者を除く。)

扶養義務者及び同居家族の氏名	被扶養者との続柄		年齢	職業及び勤務先	年収
	続柄	同居・別居の別			
香川 次郎	次男	別居	48	会社員:〇〇会社	600万円
岡山 春江	長女	別居	45	無職	
	↑				
	<b>認定を受けようとする者(この場合は母)からみた続柄を記入</b>				

※ (上記に該当者がいる場合には、その者と被扶養者との続柄及びその者が扶養していないことが確認できる書類が必要です。)

上記のとおり、認定を受けようとする者は、主として私の収入により生計を維持していますので申し立てます。なお、今後上記事項に変更が生じた場合には遅滞なく届出を併せて申し立てます。

被扶養者の認定限度額: 年額 130 万円【月額 108,333 円】  
 (ただし共済のみ、障害年金受給者又は 60 歳以上の年金受給者は、年額 180 万円を限度とする。)

令和元年 5月3日

国立大学法人 香川大学 長  
 文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

直筆で記入してください。

所属・職名 農学部 准教授

氏名 香川 太郎